

今夏の節電対策について

平成27年6月8日
大分県節電対策推進本部

I 取組方針

県民生活、経済活動等への影響を極力回避した無理のない形で、できる限りの節電に取り組む(数値目標は設けない)。

特に、高齢者や乳幼児等の弱者、熱中症等への健康被害に対して配慮する。

取組期間:平成27年7月1日(水)~9月30日(水)の平日 9:00~20:00

※8月13日(木)及び14日(金)を除く

(参考)政府・九州電力における今夏の定着節電見込(2010年度比) ▲8.6%

II 取組の主な内容

1. 家庭での節電対策

(1) 節電メニューの励行

(平成27年5月 経済産業省「夏季の節電メニュー(ご家庭の皆様)」より)

・エアコン:室温28°Cを心がける。

“すだれ”や“よしず”などで窓からの日差しを和らげる。

・扇風機:無理のない範囲でエアコンを消し、扇風機を使用する。

・照明:日中は不要な照明を消す。等

(2) 県民参加の取組

・九州エコライフポイントの実施

・キャンドルナイトの実施

・家族揃っての観光・商業施設等への「お出かけ」を促進

・緑のカーテンフォトコンテストの開催

(3) 県民向け普及啓発の取組

・夏の省エネ・節電セミナーの開催

・家庭向けエコ診断の実施

・街頭啓発活動

(4) 各種媒体による広報・PR

・県庁ホームページに節電情報提供サイトを開設

・節電啓発ポスター等の作成、配布

・テレビ・ラジオ・新聞による広報

2. 事業所での節電対策

(1) 節電メニューの励行

- ・平成27年5月 経済産業省「夏季の節電メニュー(事業者の皆様)」の業種別の節電メニューの例などを参考に取組

(2) 事業所への情報提供・普及啓発

- ・県内事業所のユニークな節電事例の募集・紹介
- ・省エネ補助金活用セミナーの開催
- ・国の補助制度等の情報提供

(3) 事業所の節電の取組を支援

- ・事業所等の要望により無料省エネ診断を実施
- ・事業所の要望により「省エネルギーコーディネーター」を派遣し、省エネ取組を支援

3. 市町村、団体、企業等との連携

(1) 市町村、関係団体との連携

- ・市町村、関係団体への協力依頼、情報提供

(2) 団体・企業等との連携による推進

- ・団体、企業等の協力による節電の広報・PRを実施
- ・県内企業による節電応援グッズの募集・紹介

(3) 学校との連携

- ・各市町村の小中学校での節電対策を要請
- ・県立学校で放課後、夏季休業中の自主学習教室を集約
- ・節電の取組内容の普及啓発

4. 県庁の取組 (詳細別紙)

期間:平成27年7月1日(水)～平成27年9月30日(水)

取組:総量抑制対策及びピークカット対策(平日平均)両面で節電に取り組んでいく。

5. 電力需給逼迫警報発令時対応

- ・ホームページ掲載
- ・市町村への情報提供
- ・県地方機関公用車による広報

6. 熱中症等の健康被害対策

(1)高齢者や乳幼児等の弱者対策

- ・高齢者施設や保育園、幼稚園への注意喚起
- ・介護支援専門員や保健師等による高齢者や乳幼児等の訪問、健診時における注意の呼びかけ
- ・自治委員、民生委員、愛育班等の地区組織による声かけ

(2)熱中症等予防対策

- ・ホームページ等による熱中症予防対策の周知、呼びかけ
- ・熱中症予防対策マニュアル、リーフレットの配布
- ・暑さ指数(30℃以上)の情報提供を行う
- ・一時休憩所の目印となるのぼりを作成

7. その他

(1)九州電力への要請

- ・九州電力には安全で安定した電力供給義務を果たしてもらうよう要請

(2)対策の見直し

- ・今夏の電力需給状況等により、取組内容について隨時見直しを行う

平成27年夏の節電対策<県庁の取組>

I 県庁舎(本館・新館・別館)の取組

1 取組の概要

(1) 期 間 7月1日(水)～9月30日(水) ※必要に応じて延長

(2) 取 組 総量抑制対策及びピークカット対策(平日平均)両面で節電に取り組んでいく。

2 具体的な取組

(1)空調

- ・運転時間を7時間15分に

- ただし、室温の状況をみて適宜対応

- (運転時間)9:00～12:00 12:45～17:00 (7時間15分)

- ・冷房運転方法の見直し

- ・扇風機の使用

- ・うちわなどの活用

(2)照明

- ・廊下など共通部分の消灯

- ・執務室内の部分消灯(晴天時の窓際消灯)

- ・昼休みの一斉消灯

(3)エレベーター

- ・停止台数

- 各館常時1基停止(計3基停止)

- ・職員は階段利用

(4)OA機器

- ・モニターの輝度調整($\Delta 20\%$)とスリープモード(モニター1分 本体5分)の徹底

(5)執務室内電気機器

- ・冷蔵庫の限定使用(各階1～2台)

- ・電気ポット・コーヒーメーカー等の使用休止

- ・待機電力のカット(主電源のオフ)

(6)超勤の縮減

- ・定時退庁の励行

- ・事務事業の見直し

(7)その他

- ・緑のカーテンと打ち水

- ・「めじろんシャツ」「車いすマラソンのロゴ入りシャツ」「おんせん県おおいたポロシャツ」

- ・「めじろん＆おんせん県おおいたポロシャツ」など、施策に関連した簡易な服装(クールビズ)での勤務

※ ①職員の負担軽減のための配慮

- ・具合の悪くなった職員への応急処置のための休養場所の確保等

- ②取組については発電状況等により見直しがありうる。

II 地方庁舎の取組

- ・県庁舎と同様の取組を実施する。

- ・病院その他の県民の利用に供する分野、工業用水等の事業に関する分野は、当該業務に支障のない範囲で節電対策を推進する。